公益社団法人秋田県農業公社建設工事等競争入札心得

（趣旨）

第１　この心得は、公益社団法人秋田県農業公社が発注する建設工事、製造、建設コンサルタント等（以下「建設工事等」という。）の請負又は委託契約に係る競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めたものであり、この内容を十分承知の上、入札に参加して下さい。

（法令等の遵守）

第２　入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、秋田県財務規則その他の法令並びにこの心得、入札公告（条件付き一般競争入札にあっては入札参加者の公募に係る掲示条件等）及び指名通知において指示された事項、現場説明事項等を遵守しなければならない。

２　入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力し、また、不穏当な言動等により、正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に公共工事を推進するにふさわしい入札参加者としての態度を保持しなければならない。

（施工条件等の熟知）

第３　入札参加者は、設計図書等の閲覧、現場説明への参加等により、施工条件及び契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

（入札への参加者）

第４　次の各号の一に該当する者は、入札に参加することができない。

（１）　入札日において、入札参加資格又は指名を取消されている者

（２）　正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれのある者

（入札保証金）

第５　入札保証金は免除する。

（入札の辞退）

第６　競争入札において、入札参加者は入札書の開札に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　入札参加者は、入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところにより入札辞退届等を書面で提出しなければならない。

（１）入札執行前にあっては、入札辞退届（様式３）を契約担当者に持参又は郵送により提出すること。

（２）入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出すること。
３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）
第６の２　入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、見積内訳明細書その他入札執行者に提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。
２　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格（入札保証金の金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはならない。

３　入札参加者は、入札案件に関する非公表情報を県職員から聞き出そうとするなどの入札制度の公平性、透明性及び競争性を損なう不当な働きかけを行っては、ならない。

（入札の取止め等）
第７　入札執行者は、入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
２　入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取り止めることができる。

（入札の秩序）
第８　次の各号の一に該当する者は、入札執行者により入札執行の場所から退場させられる場合がある。
（１）私語、放言等をなし、入札の執行を妨げた者
（２）不穏の行動をなす者

（入札）
第９　入札参加者は、入札書（様式１）に記名押印の上、指定した日時及び場所において入札書及びを提出し、又は入札箱へ投入しなければならない。
２ 代理入に入札をさせるときは、委任状（様式２）を提出しなければならない。
３ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
４ 入札書に記載する金額は、見積った契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額とすること。
５　入札参加者は、入札公告において見積内訳明細書（様式４－１又は４－２）又

は誓約書（様式５）を求められた場合、提出しなければならない。

（入札書の書換等の禁止）
第１０　入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換又は撤回をすることができない。

（無効の入札）
第１１　次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
（１）入札参加資格がない者のした入札
（２）同一の入札について２以上の入札をした者の入札
（３）同一の入札について２人以上の入札者の代理人となった者の入札
（４）談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
（５）入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
（６）委任状を持参しない代理人のした入札
（７）記名押印を欠く入札
（８）入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかったもののした入札
（９）建設工事の入札において、見積内訳明細書を提出しなかった落札候補者又は提出された見積内訳明細書が次のいずれかに該当する場合における当該見積内訳明細書を提出した落札候補者のした入札
①　提出者の商号若しくは名称の記載がないもの又は記載に誤りがあるもの
②　建設工事の件名の記載がないもの
③　工事価格の記載がないもの又は工事価格と入札金額が異なるもの
④　入札金額の内訳の記載がないもの
（10）前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

（開札）
第１２　開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行う。この場合、入札参加者は開札に立ち会わなければならない。

（落札者の決定）
第１３　入札執行者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によって、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当と認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者うち最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。また、最低制限価格を設

けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、低入札価格調査制度を適用する場合は、公益社団法人秋田県農業公社低入札価格調査取扱要領の規定に基づき、落札者を決定する

２　落札者を決定したときは、直ちに口頭、書面によりその旨を落札者に通知する。

（同価格の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第１４　入札執行者は、落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

２　前項の場合において、当該入札者はくじを辞退することはできない。

（再度の入札）

第１５　入札執行者は開札をした場合、落札者とすべき者がいないときは、直ちに、又は別に日時を指定して、再度の入札を行うことがきる。この場合において、再度の入札は、原則として１回までとする。

２　前項による再度の入札を行うときは、次の各号の一に該当する者は再度の入札に参加することができない。

（１）第１１第１号から第５号までのいずれかに該当し、入札を無効とされた者

（２）第１１第１０号に該当し、入札を無効とされた者で再度の入札に参加させることが不適当と認められるもの

３　第６及び第７の規定は、再度の入札の場合に準用する。

（前払金）

第１６　請負代金額が５００万円以上の工事で、かつ、工期が１２０日以上の工事について、請負代金額に１０分の４を乗じて得た額の範囲内の額を前払金として請求することができる。なお、令和元年９月３０日までに支払う前払金については、消費税及び地方消費税の税率の改正による増加額相当分を含まないものとする。

（部分払い）

第１７　対象となる工事は、請負代金額が１，５００万円以上の工事で、かつ、工期が１５０日以上の工事（ただし、工事の設計及び調査並びに工事の用に供することを目的とする機械類の製造に係るものを除く。）であって、工事の既済部分が次の各号に該当する場合において、その既済部分の請負代金額の１０分の９を限度として部分払いの請求をすることがきる。なお、令和元年９月３０日までに支払う前払金については、消費税及び地方消費税の税率の改正による増加額相当分を含まないものとする。

（１）工期の２分の１を経過していること。

（２）工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
（３）既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の２分の１以上の額に相当するものであること。

（契約保証金）
第１８　落札者は、契約書の提出と同時に請負代金額の１０分の１（低入札価格調査を経て契約を締結する揚合にあっては、１０分の３）以上の金額を保証する次に掲げる契約の保証の一（役務的保証にあっては、請負代金額の１０分の３以上の金額を保証する公共工事履行保証証券による保証）を付さなければならない。ただし、あらかじめ契約担当者が契約保証金を必要としない旨を明示した場合は、この限りでない。
（１）契約保証金の納付
（２）契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供
（３）銀行等又は保証事業会社の保証
（４）公共工事履行保証証券による保証
（５）履行保証保険契約の締結

２　建設コンサルタント業務等委託契約については、次のいずれかによる場合、契約保証金を免除できる。
（１）契約保証金免除申請のいずれかの理由による場合
（２）秋田県財務規則第176条第6号を準用する場合(少額随意契約)
随意契約を締結する場合において、契約予定金額が100万円以下である場合
（３）落札者は、契約保証金の納付の免除を受けたい場合は、「契約保証金免除申請書」（様式６）を提出すること。
３　請負対応額５００万円未満の工事については、「工事請負契約書に添付する契約事項の運用基準(平成8年3月27日監-1865)」を準用し、原則として契約の保証を付させないものとする。ただし、工事の内容その他特に必要と認められる工事についてはこの限りでない。

（契約書の提出）
第１９　契約書又は請書を作成する場合においては、落札者は、契約書等に記名押印し、落札通知を受けた日から５日以内に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない事由により書面をもってその期限の延長を願い出て承認を受けたときは、この限りでない。
２　落札者が前項の期間内に契約を締結しなかった場合は、その落札は効力を失う。

（異議の申立て）
第２０　入札参加者は、入札後、この心得、契約書、契約事項の各条項、設計

書、仕様書、図面又は現場説明事項についての不明又は錯誤を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他）

第２１　入札参加者は、関係法令及び契約者の指導事項を遵守するとともに、契約当事者相互の信頼関係を損なうような行為をしてはならない。

附　則

１　この心得は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

１　この改正は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

１　この改正は、平成２６年５月１２日から施行する。

附　則

１　この改正は、平成２７年５月１１日から施行する。

附　則

１　この改正は、平成２８年５月１１日から施行する。

附　則

１　この改正は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

１　この取扱いは、令和元年５月１日から施行する。

附　則

１　この取扱いは、令和２年５月１日から施行する。

附　則

１　この取扱いは、令和４年４月１日から施行する。

（様式１）※令和元年１０月１日以降に引き渡し予定の工事又は業務

入　札　書

令和　　年　　月　　日

公益社団法人秋田県農業公社
理事長　　○○　○○

（入札者）＊2
住　　所
商号又は名称
氏　　名　　㊞

次の通り入札します。

入札金額（＊1）

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	壱

円也

工事（業務）名

工事（業務）番号

工事（業務）場所

《備考》

※　当該金額に１０／１００に相当する額を加算した金額が法律上の入札価格である。

＊１　金額の最初に「￥」記号を併記すること。

＊２　入札等の権限を委任された者が入札する場合には、当該委任された者の住所、氏名等を記載し、押印すること

（様式２）

委　任　状

令和　　年　　月　　日

公益社団法人秋田県農業公社
理事長　○○　○○

（入札者）
住　　所
商号又は名称
氏　　名　　㊞

私は、　　を代理人と定め
下記工事（業務）の入札及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

記

工事（業務）名

工事（業務）番号

工事（業務）場所

代理人は次の印鑑を使用します。

使用印鑑

（様式３）

入 札 辞 退 届

令和　　年　　月　　日

公益社団法人秋田県農業公社
理事長　○○　○○

（入札者）
住　　所
商号又は名称
氏　　名　　㊞

下記工事(業務)について指名を受けましたが（入札参加確認申請しましたが）、都合により入札を辞退します。

記

工事(業務)名

工事(業務)番号

工事(業務)場所

（様式 4-1）　　見積内訳明細書の例（道路改良）

あて

住　　所：

商号又は名称：

氏　　名：

工事名：

見 積 内 訳 明 細 書

費目	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額	適用
改　良					式				
	土　工	切　　土			〃				
			土　砂		㎥				
			軟　岩		〃				
		盛　　土			〃				
			利用土		〃				
			採取土		〃				
			購入土		〃				
		土　羽　工			㎡				
			筋　芝		〃				
			張　芝		〃				
	路盤工				〃				
		下 層 路 盤			〃				
		上 層 路 盤			〃				
	排水工				m				
		ｺﾝｸﾘｰﾄ側溝	U　型		〃				
		〃	L　型		〃				
	雑工事				式				
		路 肩 処 理			〃				
		取 付 道 路			箇所				
		ガードレール			m				
		用地境界杭			本				
直接工事費計									
	仮設費				式				
純工事費　計									
	現場管理費				式				
工事原価　計									
	一般管理費等				式				
工事価格									

(様式 4-2)　見積内訳明細書の例（建設コンサルタント業務等）

あて

住　　所：

商号又は名称：

氏　　名：

業務名：

見 積 内 訳 明 細 書

費目	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額	適用
直接業務費									
	直接人件費				式				
		設計計画			人				
		現地踏査			〃				
		設計図作成			〃				
		協議資料作成			〃				
		概算工事費			〃				
		照査			〃				
		報告書作成			〃				
		(直接人件費計)							
	直接経費				式				
		事務用品費			〃				
		旅費交通費			〃				
		使用料及び損料			〃				
		その他直接経費			〃				
		(直接経費計)							
	(直接業務	費計)							
間接業務費									
	技術経費				式				
諸経費									
	業務管理費				式				
	一般管理費等				式				
業務価格									

注）建設コンサルタント業務等において提出を求める見積内訳明細書の内容が、上記の例によりがたい場合には、閲覧又は広告において提示する金抜設計書に対応した内容とすることができるものとする。

見積内訳書を作成する際の留意点について

見積内訳書は、入札参加者が適切に積算しているかどうかを判断する上で大変重要な書類ですので、その作成にあたっては以下の点に十分留意願います。

① 見積内訳書は、基本的には「金抜き設計書」の「**本工事費内訳書**」、「**工事明細書**」**又はこれらに相当するものに従って、各工種ごとに「数量×単価＝金額**で表示します。**建築工事など多様な工種で構成される工事の場合、各工種（工事数量が確定できる範囲）の記載が「工種明細表」以降に表示されることがありますので注意して下さい。**（見積内訳書記載例２参照）

② また、本工事費内訳表の範囲内で**種別レベルまでの工事数量が確認できる場合は、種別レベル（※）までの記載でもよいものとします。なお、この場合であっても種別ごとに「数量×単価＝金額」**で表示してください

③ 見積内訳書は、値引きの表示は認めておりません。**下記の例のように、金額を引き下げた部分は引き下げをした後の金額（単価）で見積金額を記載してください。**

（例１）「金額」の端数を値引いた計算は行わない。

		数量	単価	金額	
（誤）	○○○工	130㎡ ×	2,508円 ＝	325,000	（計算が合わないため誤計算）
（正）	○○○工	130㎡ ×	2,500円 ＝	325,000	

※ １３０×２，５０８＝３２６，０４０円となるので、３２６，０４０円と記入するか、又は３２５，０００円と見積もりたい場合は、誤計算とならないよう単価を２，５００円として記入する。

④ 一定金額以上の誤計算（「値引き」や「まるめ」なども含む）があった場合は、**入札が無効となりますので提出前までに必ず検算を行ってください。**

⑤ 額のまるめとして端数金額を値引きしている例がみられますが、**表示方法によっては見積金額と入札金額の不一致とみなされ入札が無効となるおそれがありますので、見積内訳書の積算価格と入札書の記載する入札金額が一致していることを確認してください。**

（例２）合計欄等でまるめ値引きは行わない。

（誤）	工事原価	10,000,000円	
	一般管理費	2,345,600円	
	工事価格	12,345,600円	
	工事価格（まるめ）	12,340,000円	一（引下げ項目が不明な値引き）
（正）	工事原価	10,000,000円	
	一般管理費	2,340,000円	
	工事価格	12,340,000円	

※ 一般管理費など実際に値引いた項目の金額（単価）を引下げた後の金額で表示する

⑥ 見積内訳書は１式表示とせず、金抜き設計書と対比可能な「数量×単価」の内訳まで記載してください。（数量×単価の不明な１式表示があった場合は入札書が無効とされる場合があります。

（例３）見積内訳書は、「数量×単価」とし、1式表示にしない。

		数量	単価		金額
（誤）	○○○工	1式			1,000,000円
	△△△工	1式			1,500,000円
	ロロロ工	1式			2,000,000円
（正）	○○○工				1,000,000円
	内　訳	100m	× 2,500円	＝	250,000円
		100m	× 7,500円	＝	750,000円
	△△△工				1,500,000円
	内　訳	50㎡	×10,000円	＝	500,000円
		50㎡	×20,000円	＝	1,000,000円
	ロロロ工				2,000,000円
	内　訳	200㎥	× 8,000円	＝	1,600,000円
	☆☆☆工	1式			400,000円
	内　訳	◇◇◇工	300m× 1,000円	＝	300,000円
		■■■工	500m× 200円	＝	100,000円

⑦ 共通仮設費、現場管理費、一般管理費等の諸経費については、1式表示を認めます。

⑧ 工事施工に際して必要な項目の漏れがあった場合は、**入札書が無効とされる場合があります**ので、提出する前に十分チェックしてください。

（様式５）

令和　　年　　月　　日

公益社団法人秋田県農業公社
理事長　○○　○○

住　　所
商号又は名称
氏　　名　　㊞

誓　約　書

当社は、次の工事（業務）の入札に当たり、関係諸法令及び建設工事等指名競争入札心得を遵守し、一切の不正な行為をしないことを誓約します。
なお、これに反したときは、入札を無効とされても異議ありません。

工事（業務）名

工事（業務）番号

工事（業務）箇所

（様式６）

契約保証金免除申請書

（発注者）
公益社団法人秋田県農業公社
理事長　○○　○○

令和　　年　　月　　日

（申請者）
住　　所
商号又は名称
氏　　名　　印

○○○○○○○○業務委託契約に係る契約保証金の納付を次の理由により免除してくださるよう申請します。

【理　由】※該当する番号に○を付ける
１）保険会社との間に発注者を被保険者とする履行保証保険契約を締結している。
２）保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令第 100 条の３第２号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関との間に履行保証契約を締結している。
３）過去に国又は地方公共団体、公社、公団、事業団、独立行政法人等と発注概要書に示す同種類似業務の契約を締結し、かつ、誠実に履行した。
４）随意契約を締結する場合において、契約予定金額が１００万円以下である。

【添付書類等】
１）の場合は、履行保証保険契約に係る保険証券を添付すること。
２）の場合は、履行保証契約に基づく保険会社の履行保証証券を添付すること。
３）の場合は、その実績を証明する書類として、「検査結果通知書の写し及び業務内容が分かる契約図書の写し」など「発注機関」「業務内容」「履行期間」が分かるものを添付すること。
ただし、TECRIS 又は PUBDIS に登録し、その内容が確認できる場合は、「TECRIS 実績データ（又は PUBDIS 業務カルテ情報）の写し」のみを添付すれば良い。

【理由３）の契約の内訳】

発注者名	業務名	契約金額	着手年月日	完了年月日	種別

※「種別」欄には、コンサルタント業務の種類を記載すること。
※　落札決定通知から原則５日以内に提出